

和泉市上下水道告示第3号

和泉市水道料金等指定公金事務取扱者その他業務の委託に関する規程（平成22年和泉市水道規程第4号）第5条の規定により、令和7年度指定公金事務取扱者の主たる事務所の所在地等を次のとおり告示する。

令和8年2月4日

和泉市長 辻



1. 指定公金事務取扱者の指定を受け行う公金事務に係る歳入又は支出の主たる事務所の所在地及び名称

岐阜県岐阜市日置江一丁目 58 番地
株式会社電算システム
代表取締役 高橋 譲太

2. 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 委託範囲

水道料金分野のコンビニエンスストア収納業務 上水道、下水道料金

4. 備考

領収印なし